

各区・市アーチェリー協会(連盟) 各位

東京都アーチェリー協会
理事長 松村 晃志
審判部会長 小杉 理加

公認審判員資格更新手続きについて

平素より、東京都アーチェリー協会にご尽力とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
さて、2020年3月31日をもちまして、公認審判員の資格認定期間が満了となります。
つきましては、更新登録申請手続きのご案内を下記の通り申し上げますので、添付しました登録申請書等に
必要事項を記入の上、各加盟団体で取りまとめ、メールにてお申し込みをお願い致します。

記

1. 更新手続き受付期間 : 2020年5月1日(金)～5月31日(日)
2. 申込み・問い合わせ : rkosugi@w9.dion.ne.jp (東京都アーチェリー協会 審判部会 小杉理加)
このアドレスに申請書一式を添付し、必ず件名に『審判員資格更新』と入れてお申込み願います。
3. 更新料振込先 : 申請書到着確認後、お知らせします。
4. 更新手続き上の注意事項
 - ① 2020年度の全ア連登録が申請済みであること
 - ② 2019年度まで継続して全ア連に登録していること
 - ③ 競技規則改訂に伴う伝達講習会を受講済みであること(名簿に○がついていること)
 - ④ 公認審判員としての自覚があり、競技規則を心得ていること
 - ⑤ 競技会へ公認審判員として参加する意思のあること
 - ⑥ 2020年2月に新規2級審判員養成講習会を受講した方は、3級で更新してください
 - ⑦ 2020年2月に新規3級審判員講習会を受講した方は、更新の必要はありません
 - ⑧ 更新には、東京都アーチェリー協会の推薦が必要です
5. 以下の方は更新対象ではありません
 - ① 名簿に黄色の網掛けがある方
→継続して全ア連登録をしていなかったため、すでに審判員資格を失効しています。審判員資格の復活を希望される場合は、『公認審判員資格復活申請書』を提出してください。(更新申請書には記載しないでください)
 - ② 名簿の伝達講習会に『×』がついている方
→伝達講習会を受講していないため、資格更新を認めません。審判員資格の更新を希望される場合は、加盟団体または加盟ブロック等で伝達講習会を開催し、『競技規則改訂に伴う伝達講習会受講者名簿』をご提出の上、更新申請を行ってください。

6. 更新料

1級 : 3,500円

2級 : 2,500円

3級 : 1,000円

※審判員資格復活申請料も同額です

7. 提出書類

- ① 公認審判員資格更新登録申請書
- ② 2020年度公認審判員資格更新 加盟団体申請書
- ③ 競技規則改訂に伴う伝達講習会 受講者名簿※
- ④ 公認審判員資格 復活申請書※

※③④は必要な場合のみご提出ください

8. その他

- ① 今年度は競技規則の改訂年となり、競技規則改訂に伴う伝達講習会を秋頃に開催する予定です。2020年～2021年度版の競技規則の購入申し込み受付は、講習会の際に行います。
- ② 名簿は2020年2月現在の全ア連会員管理システムに登録されているものを引用しています。氏名(姓名)や生年月日に誤りがある場合は、各自で全ア連会員管理システムにログインし、ユーザー情報を訂正してください。
- ③ この名簿は、すでに退会された方(無所属)も含まれています。確実に会員に復帰しない方(例えばお亡くなりになった方など)については、別途お知らせください。

以上